明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六九）　一

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四二三）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四二四）　二
○結核に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（厚生労働三九九）　六
○航路標識に関する件
（海上保安庁五六、五七）　八
○道路に関する件
（北陸地方整備局九五～九七）　三
○道路に関する件
（中部地方整備局一二〇～一二二）
○道路に関する件
（九州地方整備局一七三、一七四）　一三

〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　一三
平成二十八年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構平成二十七事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金変更、企業年金基金設立・変更関係　二六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出、農業協同組合法第六十四条の二及び法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　三五
会社その他
会社決算公告　三七

省　令

○厚生労働省令第百六十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の十二第一項及び第三項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七中「二年以内の者」の下に「（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）」を加える。

第二十七条の八の見出し及び同条第一項中「記録」を「記載」に改め、同項第四号中「病状、」の下に「抗酸菌培養検査及び」を加え、「結果及び」を「結果並びに」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。